

令和元年 11 月定例総会

小値賀町農業委員会総会議事録

令和元年 11 月 29 日（金）

午後 1 時 30 分～午後 2 時 10 分

小値賀町役場 2 階西側会議室

小値賀町農業委員会

令和元年 11 月定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時： 令和元年 11 月 29 日（金） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 10 分

2. 開催場所：小値賀町役場 2 階西側会議室

3. 出席委員：(13 人)

会長 松山 多作

会長職務代理者 2 番 小崎 八郎治

委員 3 番 吉田 英章 4 番 江川 克彦 5 番 川久保 和幸

6 番 宮崎 幸二 7 番 大田 廣 ~~8 番 前田 猛~~

9 番 岡野 耕藏 10 番 北野 長義 11 番 入口 政隆

12 番 土川 浩子 13 番 迎 広子 14 番 小高 陽子

(推進委員：4 人) 15 番 大久保 勉 16 番 木村 一夫 17 番 筒井 正美 18 番 福田 直次

4. 欠席委員： 8 番 前田 猛 委員

5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の指名について 5 番 川久保 委員、6 番 宮崎 委員

第 2 報告第 7 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について

第 3 議案第 20 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく

令和元年度第 3 回農用地利用集積計画（案）について

第 4 議案第 21 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく

令和元年度第 3 回農用地利用配分計画（案）について

第 5 その他

・次回総会の日程について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 西 浩康

7. 議事参与制限 議案第 21 号 : 17 番 筒井推進委員

8. 会議の概要

- 西局長： みなさん、こんにちは。
 定刻となりましたので、只今より、令和元年11月の農業委員会定例総会を開催いたします。本日、出席委員は13名で定足数に達していますので、総会は成立しております。それでは、会長にあいさつをお願いいたします。
- 松山会長： みなさん、こんにちは。
 久しぶりにいい天気になりました。また、先日の視察研修旅行はお疲れさまでした。いい勉強になったかと思えます。その結果は、後程、事務局より説明があるかと思えますので、よろしく願います。
 それでは議事に入ります。日程第1 会議録署名委員の指名について を議題といたします。私に一任して頂けないでしょうか。
- 全員： はい。
- 松山会長： ありがとうございます。それでは指名します。5番 川久保委員、6番 宮崎委員に願います。
 続きまして、日程第2 報告第7号 農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
- 西局長： それでは報告第7号について説明します。
 今回の合意解約の件数は2件で、田圃4筆、畑2筆の計6筆、合計面積4,063㎡の報告となります。農地の所在は、前方郷字ガタ新開〇〇〇番〇、△△△番△、□□□番、◇◇◇番及び☆☆☆番で、■■■事務所横のビニールハウスがあるところと、前方郷字多戸〇〇〇番〇で、ここもビニールハウスがあるところです。
 解約の理由ですが、この農地は農地中間管理事業により小値賀町担い手公社へ貸借権の設定をし、このビニールハウスで担い手公社の研修生である●●●さんがアスパラガスの栽培及び準備をしております。その研修生の●●さんが、このたび10月末をもちまして研修期間が終了しております。新規就農者のための給付金である農業次世代人材投資資金の経営開始型の給付を新たに受けるため、農地の利用権の名義を担い手公社から●●さんへ変更する必要があり、一度、担い手公社への配分計画を解約し、●●さんへ再配分するものです。
 再配分については、後程、議案第21号の第3回農用地利用配分計画に出てまいります。これで報告第7号についての説明を終わります。
- 松山会長： ただいま事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。
 本件については、事務局より説明がありましたように、担い手公社を卒業して新規就農する●●さんが借り受けるということで、後程説明があると思えますが、この件についてはよろしいでしょうか。

全員： はい。

松山会長： 続きまして、日程第3 議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく令和元年度第3回農用地利用集積計画（案）について を議題とします。
事務局から、議案の説明をお願いします。

西局長： それでは、議案第20号について説明します。
議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく令和元年度第3回農用地利用集積計画の申請があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定に基づき農業委員会の審議に付す。令和元年11月29日 小値賀町農業委員会会長 松山多作 です。

まず、集積計画書（案）の表紙をめくりまして、利用権別の明細集計表があります。内訳としましては、すべてが使用貸借による権利で、集積期間もすべて10年以上の田圃9筆8,964㎡、畑35筆34,719㎡で、田圃と畑を合わせまして今回の集積計画の合計は44筆の43,683㎡となります。

次に集計表をめくっていただくと各筆明細書があり、ここには記載されておきませんが、貸付人から中間管理機構の公益財団法人 長崎県農業振興公社へ中間管理権という権利が発生し、長崎県農業振興公社を通して借受人の方へ貸し付けられる形となります。貸付期間については、すべて令和2年1月10日から令和12年1月9日までの10年間です。

資料について一つ訂正ですが、整理番号元101番の大字名が前方郷となっておりますが、笛吹郷の間違いですので、訂正お願いいたします。

以上で、議案第20号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。
ご質問が無いようでしたら、許可することよろしいでしょうか。

全員： はい。

松山会長： 許可することにいたします。
続きまして、日程第4 議案第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく令和元年度第3回農用地利用配分計画（案）について を議題とします。事務局より説明をお願いします。

西局長： 議案第21号については、筒井推進委員は議事参与制限により議事参与できませんので、退席をお願いします。

<筒井推進委員 退席>

それでは、議案第 21 号について説明します。

議案第 21 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく令和元年度第 3 回農用地利用配分計画（案）の申請があったので農業委員会等に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき農業委員会の審議に付す。令和元年 11 月 29 日 小値賀町農業委員会会長 松山多作 です。

様式 5-2 号の一覧表を付けておりますけれども、今回の配分計画は 51 筆 48,705 ㎡です。うち再配分が番号 42 の前方郷字浦ノ田〇〇〇番の田圃と先程解約の報告で出てきました番号 46 から 51 の田圃 4 筆と畑 2 筆で計 7 筆、5,022 ㎡です。契約の始期はすべて令和 2 年 1 月 10 日からで、終期は先程の再配分の分が当初集積の時の終期となりますのでそれぞれ番号 42 が令和 4 年 12 月 9 日と番号 46 から 51 が令和 11 年 4 月 9 日になり、契約年数はそれぞれ 3 年と 9 年、そのほかはすべて令和 12 年 1 月 9 日までの 10 年間の契約年数です。それぞれの詳細につきましては資料のとおりですので、説明は割愛させていただきます。

以上で議案第 21 号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。
ご質問が無いようでしたら、許可することよろしいでしょうか。

全員： はい。

松山会長： それでは、許可することにいたします。

<退席委員 入室>

続きまして、日程第 5 その他について を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

西局長： それでは、その他についてです。
先日の視察研修旅行の決算をまとめましたので、報告いたします。

（資料に基づき説明）

会長より、監査報告をお願いいたします。

松山会長： 11月25日に事務局より提示がありました領収書等を確認した結果、適正に処理されておりましたので、ご報告いたします。

西局長： 今回、視察研修旅行に不参加となりました 6 名の方のうち、積立をされていた 5 名の方は、後程、積立金を返金いたしますので、署名をお願いいたします。

以上で、視察研修旅行の決算報告を終わります。

松山会長： 何かご質問等ありませんか。
以上のようになっておりますので、よろしく願いいたします。

西局長： 次に、本日配布した資料につけておりますが、長崎県農業会議より台風19号の災害義援金のお願いの文書が届きました。過去の例をみても、農家さんの災害の時には、各委員さん一人当たり1,000円位の義援金を出して頂いて、小値賀町農業委員会として寄付させて頂いています。今回も、活動費から義援金を一人一口1,000円として18名で18,000円出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

全員： はい。

西局長： それでは、事務局より義援金18,000円を振り込んでおきますので、よろしく願いいたします。

次に、昨年度大島・納島の非農地判断を実施していただきましたが、離島は六島が残っておりますので、今年度片付けたいと思います。そこで、12月上旬に行きたいと思っておりますが、9日の週はいかがでしょうか。12日か13日となるかと思います。

松山会長： 農業会議より依頼されている、『ながさき1・1・1運動』の報告書を提出しなければなりませんので、皆さんに平等に活動して頂きたいと思います。前回の大島・納島は「荒廃農地解消対策班」で対応しましたが、今回は「農地集積と情報対策班」で活動できればと思っています。全員行く必要はないと思います。1班5,6名です。年金班については、別途年金研修等にも参加して頂いておりますので、年金班は免除としたいと思います。

西局長： 「農地集積と情報対策班」のメンバーは、吉田委員・江川委員・宮崎委員・大田委員・大久保推進委員・木村推進委員の6名となります。

松山会長： 木村推進委員は、12,13日は不在とのこと。
行きは 町営船はまゆう で、帰りはおそらく便が無いと思いますので、チャーター船となります。どうしても行けないという方は仕方ありませんが、皆さんできるだけ都合をつけてください。

大田委員： はまゆうの出航時間は朝何時でしょうか。

西局長： 第1便が7:25発、六島7:45着です。

松山会長： おそらく耕作されている所はほとんど無いと思いますので、現地確認して、非農地にもっていただけかと思いますが、小値賀地区内の農地ですので、農業委員が関与しないというわけにはいきませんので、よろしく願いいたします。

後程、計画は事務局より配布いたしますので、先ほど発表されたメンバーの方は、できるだけ参加されるようよろしく願いいたします。

西局長： では、日程は事務局で調整いたします。

松山会長： それでは最後に 12 月の総会の日程を決めたいと思います。

12 月は例年 20 日前後に総会を行っております。12 月は、総会の後に忘年会を予定しておりますので、できるだけ日程調整をして行いたいと思います。20 日は事務局が不在とのことですので、16～19 日の間でどなたか都合が悪いという方いらっしゃいませんか。

無いようでしたら、19 日ということはいかがでしょう。

全員： はい。

松山会長： 総会の時間は、今回は忘年会との兼ね合いがありますので、15 時からでいかがでしょうか。

迎委員： できればいつもの時間が良いです。

松山会長： 離島の方が、できるだけ総会後の時間を持て余してしまうことが無いようにと思っていましたが、離島の方いかがでしょうか。

小崎・ いつもの時間でいいですよ。

岡野委員：

松山会長： それではいつもの時間（13：30～）で開催します。

忘年会は 17:30 からいたしますので、皆さん都合付けてご参加くださいますよう、よろしく願いいたします。会費は活動費から出しますので、ご了解のほどよろしく願いいたします。

本日の議案は以上ですので、本日の総会はこれで終わりたいと思います。

皆さんから何かございませんか。

特に無いようでしたら、これで終わります。ありがとうございました。